

事業や雇用の維持のため
新たな給付金制度の創設をはじめ
あらゆる手段を総動員して支援いたします。

**休業手当の
最大9/10
を助成**

裏面に支援が受けられる場合についてまとめています。ぜひ、ご一読ください。



新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの医療関係の皆様へ

～支援が受けられる場合についてまとめました～

売上が縮小したが、
家賃等の固定費の
変わらず辛い

最大200万円まで給付金を支給します

新たに持続化給付金を創設し、**法人**には**最大200万円**、**個人事業主等**には**最大100万円**、**事業全般に広く使える**給付金を支給。

※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**となる制度。さらに、信用保証付きで民間金融機関から借入を行う場合も**実質的に無利子化**の対象に。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当の一部が助成されます

休業手当等について、**4/5**（解雇等を行わない場合は、**9/10**）を助成。 ※中小企業の場合

税金や保険料、
の支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予されます

ほぼ全ての**税・社会保険料**を対象に**無担保かつ延滞税なし**で**1年間納付を猶予**。さらに**公共料金関係**の支払いについても猶予。

業務効率化のために
設備・システムを導入
したい

IT導入補助が活用できます。

IT導入補助で**業務効率化**のための**システム導入**を支援。

※1 中小企業・小規模事業者が補助対象です。

※2 法人格のない任意団体は補助の対象外となります。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。

※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります、

【まずはお近くの経営相談窓口までご相談ください】

お近くの経営相談
窓口はこちらから
ご確認ください。



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



【またメルマガ・SNSでも随時情報発信中です。ぜひご登録ください】

■メルマガ
e-中小企業
ネットマガジン



■Twitter
中小企業庁
@meti_chusho



■LINE
経済産業省
新型コロナ
事業者サポート

